

韓国知的財産ニュース 2014 年 5 月後期

(No. 271)

発行年月日：2014 年 6 月 13 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、5 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 「営業秘密取扱者の無断持出し行為も処罰」に法改正 (5. 22)

関係機関の動き

- 2-1 「2014 年度中小・中堅企業の知的財産支援施策」発刊 (5. 19)
- 2-2 KIPO と韓国銀行が了解覚書を締結 (5. 26)
- 2-3 KIPO、KIPRIS 基盤のメーリングサービス開始 (5. 26)
- 2-4 KIPO と中央科学館、発明振興会が了解覚書を締結 (5. 28)
- 2-5 KIPO、現場懇談会を開催 (5. 29)
- 2-6 KIPO、単位バンク制に「知識財産学」専攻開設 (5. 30)
- 2-7 KIPO とウリ銀行が了解覚書 (5. 30)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 観光名所で模倣品取締りを実施 (5. 21)
- 3-2 模倣品防止協議会が発足 (5. 22)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 中小企業庁と KIPO がデザイン企業育成に取り組む (5. 28)

その他一般

- 5-1 FPCB 分野の特許出願が増加基調 (5. 21)
- 5-2 韓国の科学インフラ世界 6 位 (5. 22)
- 5-3 韓国の技術貿易、OECD 最下位の赤字国 (5. 26)
- 5-4 スマートグリッド、井戸の蛙に終わるのか (5. 27)

法律、制度関連

2-1 「営業秘密取扱者の無断持出し行為も処罰」に法改正

韓国特許庁(2014.5.22)

□韓国特許庁は、2014年5月22日開催された第18回経済関係長官会合において、「創造経済の基盤強化に向けた韓国企業の営業秘密保護策」を関係省庁合同で上程、確定した。

○今回の案件は、営業秘密の法・制度の見直し、流出の前後に合わせた支援、営業秘密保護の基盤構築、国内外の連携体制の構築など、多方面にかけた相互対策をまとめた。

【営業秘密の法・制度の見直し】

□営業秘密に関連し訴訟が起きた場合の原告の立証負担を緩和し、実体的な損害賠償額を実現する方策作りなど、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正する。

○訴訟になった場合、原告が被告の営業秘密流出の事実を立証しなければならず、営業秘密の特性上、被告の具体的な流出行為を外部者である原告が正確に把握することは難しいため、訴訟を避ける傾向があった。

○こうした問題を解決するため、被告が流出行為を否定する場合、本人の具体的な実施行為の明示を義務付ける規定の導入を推進する。

□また、裁判の過程で営業秘密が流出することを防止するため、法院の決定に応じて審理を非公開に進める非公開審理制度の導入も推進し、

□流出事件の大半が営業秘密取扱者など、内部職員により発生していることから、現行法では処罰の対象になっていない営業秘密取扱者の営業秘密の持出し行為を処罰の対象に含む法改正が進められる。

*営業秘密の流出者：退職者(75.2%)、協力/競合会社(13.3%) (2014年度の営業秘密実態調査)

【流出の前後に合わせた支援】

□営業秘密の流出予防及び対応能力など、保護の能力が不十分な中小・中堅企業を対象に、流出の前と後に合わせた支援を行う。

○流出予防のインフラ強化のため、中小企業のコア技術・営業秘密を安全に保護するため、任置金庫を4千個追加・設置し、

*任置金庫：(2013) 8,000 個 → (2014) 12,000 個

○企業に具体的な営業秘密管理方法を提示する「営業秘密保護ガイド」と、「競業禁止約定のガイド」を配布する。

□営業秘密が流出したときの効率的な対応を後押しするため、外国企業・大企業による中小企業の被害事件は、営業秘密保護センター所属の弁護士を活用し、捜査・訴訟のコンサルティングを支援する。

○さらに、迅速な初期対応のため、民間弁護士を中心に「営業秘密諮問団」を構成して基本的な法律相談を支援し、

○技術流出の被害にあった企業については、緊急経営安定資金(中小企業振興公団)から10億ウォンの貸出し支援を行う。

【営業秘密保護の基盤構築】

□国民の認識向上を図るため、営業秘密などの技術保護で成果を上げた企業に対し褒賞を行い、経営責任者(CEO)過程など、CEO教育課程を利用して営業秘密の教育や広報を強化する。

□また、研究員などの従業員に対する正当な保証基盤の定着のため、職務発明補償制度の拡大を図る。

○企業の規模・業種の特性を反映した「職務発明補償規定の標準モデル」を策定して配布し、職務発明補償の優秀企業に対して特許・実用新案・デザイン権の4～6年目の登録料を20%減免するインセンティブを与える。

【国内外における競業体制の構築】

□産業部、中小企業庁、特許庁、国家情報院、警察庁など、政府省庁間の協力を強化する。

○定期的に「産業セキュリティ協議会」を開催して韓国企業の営業秘密などの技術保護の支援政策や案を講じ、

○技術流出の防止に向けた「ワンストップ支援サービス」の実施、営業秘密関連の共同教育など、産業部・中小企業庁・特許庁の支援事業を連携・推進することにより、利用における企業の利便性や効率性を高める。

○また、営業秘密の流出被害が起きた企業と、政府省庁による共同懇談会を実施し、流出事例の情報共有、企業の要請事項などを聴取する。

□国内における連携だけでなく、日中韓特許庁長官会合や、APEC会議などを活用して営業秘密の保護に向けた国際的な連携も拡大する。

□キム・ヨンミン長官は、「創造経済の核心とされる技術の保護のためには、特許だけでなく、営業秘密の保護も重要だ。今回の対策により、企業の成長のネックとなる営業秘密の流出被害を最小限に押さえ、創造経済の実現に貢献すると期待している」と述べた。

関係機関の動き

2-1 「2014年度中小・中堅企業の知的財産支援施策」発刊

韓国特許庁(2014.5.19)

韓国特許庁は、中小・中堅企業が知的財産関連の支援策情報にアプローチしやすくするため、「2014年度中小・中堅企業の知識財産支援策」という冊子を発刊した。

この冊子は、「中小・中堅企業を対象とした知的財産関連の支援政策や事業、制度などをまとめた案内書がほしい」という現場の声に応えたものだ。韓国特許庁で推進している支援施策を知的財産の創出・保護・活用・教育など分野別に分けて、さらに施策別の支援規模、支援内容や要件、申請手続き、問合せ先などを詳しく掲載した。

知的財産創出支援の分野には、「IPスター企業」支援など、知的財産(IP)創出のコンサルティングや国内及び海外の出願費用の支援など、知的財産の権利化に関する支援内容を説明している。知的財産保護支援分野は、知的財産権の訴訟保険、国際的な知財権関連トラブルの対応コンサルティング、企業の営業秘密保護支援など、知的財産のトラブルの予防及び対応の支援が載せられている。

知的財産の活用支援分野には、補償・投資・担保が連携した特許技術評価など、知的財産の金融支援と、企業の知的財産の事業化及び取引の支援などをまとめた。知的財産教育支援分野では、海外で発生したトラブルへの対応法に関する教育、知的財産e-learning教育など、中小企業の知的財産専門人材の育成に向けたオン・オフラインの教育支援について説明した。

女性の知的財産創出及び活用の支援や、公共弁理士による特許相談センター、知識財産のボランティア活動など、社会的な弱者や社会的企業への支援については、別途の章で紹介している。職務発明補償の優秀企業の認証制度、出願料・登録料などの手数料の減免制度、発明の日の行事など、知的財産に関する有用な制度や行事の情報も載せている。

支援を受けた企業の知的財産権の創出、売上げの増加、輸出販路の開拓の事例などを紹介した「優秀支援事例」、難しい知的財産専門用語を分かりやすい言葉に書き換えた「用語の説明」、支援施策に関する各種の問い合わせや答えをまとめた「Q&A」など、様々なコーナーを設けることで、冊子の活用と理解の向上を図った。

産業財産政策局のクォン・ヒョクジュン局長は、「今回発刊される冊子が各企業の経営条件に応じて、受けたい支援はきちんと受けられる、ある意味において案内役として、企業の知的財産競争力強化に役立つことを願っている」と述べた。

この冊子は、業種別・産業別の団体、全国30の知識財産センターを通じて中小・中堅企業に配布される予定で、韓国特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)をから閲覧、

またはダウンロードができる。

※ジェトロ注)本冊子は、翻訳後、ジェトロソウル事務所知財チーム HP にて掲載する予定です。

2-2 KIPO と韓国銀行が了解覚書を締結

韓国特許庁(2014. 5. 26)

□ 韓国特許庁と韓国の中央銀行に当たる韓国銀行は、2014年5月23日、韓国銀行において、知的財産の貿易収支統計の開発に関する了解覚書を締結した。

□これは、創造経済及び経済革新の実現を通じた国の競争力向上を図ることを目的に、各政府省庁が推進する知的財産政策の効率的な確立・執行を支援するために行われた。

□今後、韓国特許庁と韓国銀行は、知的財産貿易収支統計の開発と、関連分野の国の統計の発展のために緊密に協力することにし、

○まず、知的財産に関する貿易収支の統計改善案を設けて7月に予定されている第11回国家知識財産委員会の本会議に上程する計画だ。

2-3 KIPO、KIPRIS 基盤のメーリングサービス開始

韓国特許庁(2014. 5. 26)

韓国特許庁は、強い特許の創出を支援するため、知的財産情報検索サービス「特許情報ネット KIPRIS」を基盤に、先行技術文献の中で審査官の引用数が多い「スーパー引用文献」の情報及び、新規に公開・登録される知的財産情報をメールで送るサービスを6月から一般人を対象に開始するという。

スーパー引用文献の情報は、韓国特許庁が1999年から2014年現在までの意見提出通知書に添付し発送した先行技術文献およそ220万件を統計データに変換し提供しているものだ。ユーザーが技術分野(IPC)と期間を入力すれば、先行技術文献の引用回数情報が得られるよう、特許情報ネット KIPRIS のメインページの「TODAY KIPRIS」を通じて提供される予定だ。

* 意見提出通知書は、審査中にある特許の新規性や進歩性など、特許登録の可能可否の判断根拠を出願人に明確に知らせる通知書として、出願人の利便性の向上のため、関連の先行技術文献を添付し発送されている。

また、新規の知識財産情報のメーリングサービスは、ユーザーが関心事項やIPC、検索式を最大10個まで登録でき、特許、商標、デザイン情報の中から求める情報を欲しい時期に受けられるよう、ユーザー一人ひとりに合わせたサービスを提供する。これは、特許情報ネット KIPRIS のマイページの「関心特許」項目で利用する。

スーパー引用文献及びメーリングサービスから提供される情報を活用すれば、特許出願したい分野の基盤技術や特許技術の動向などがワンクリックで確認できる。これを通じて、出願人は、重複出願が回避でき、関連技術の回避設計などを図ることで、拒絶や無効になりにくい強い特許の確保ができる。

スーパー引用文権の情報や新規の知的財産情報のメーリングサービス以外にも、特許情報ネット KIPRIS では、日本の特許文献をハングルで検索する機能や、ユーザーの PC 環境に適正した画面提供など、検索の利便性を向上させた機能を追加提供する予定だ。

これまで、特許情報ネット KIPRIS は、国内外の特許、商標、デザイン情報、創造経済の根幹を成すアイデア情報、インターネット公知技術など、様々な知的財産情報を提供してきており、これからも、ユーザーの各ニーズに対応する情報提供を拡大し、名実ともに知的財産情報提供のハブとしての役割を果たすと期待されている。

韓国特許庁情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は、「今回の情報提供とメーリングサービスは、韓国特許庁が保持しているビックデータに基づき、ユーザーのニーズに対応したサービスとして提供する予定だ。これからもより適切な情報を積極的に開放・共有していく計画だ」と述べた。

2-4 KIPO と中央科学館、発明振興会が了解覚書を締結

韓国特許庁(2014. 5. 28)

韓国特許庁と国立中央科学館、韓国発明振興会は、27日、国立中央科学館にて「知識財産基盤の未来創意人材の育成と科学・発明の大衆化に向けた了解覚書」を締結した。

3機関は、創造経済の実現のためには、創意人材の育成と科学・発明の大衆化が重要であるとの意識を共有し、子供・青少年・大人など、全ての階層の知的財産の大衆化をはじめ、科学と発明が融合された教育や基盤構築のために共同で取り組むことに合意した。

具体的には、▲3機関の無限想像室と連携した教育課程の開発、▲発明・知的財産を基盤とした科学教育の推進、▲青少年を対象にした知的財産及び科学・発明が融合された教育の促進、▲青少年発明記者団・「夢が記者団」を共同活用して科学・発明の拡大キャンペーンを展開していく予定だ。

とくに、国立中央科学館の無限想像室に知的財産及び発明教育のプログラムを開設し、科学館には青少年向けプログラムにおいて、特許審査官・弁理士などを活用した進路・職業教育を行う。また、青少年の発明・科学教育課程の教育コンテンツ及びプログラムを共有する計画だ。

今回の発明・科学関連の3機関が了解覚書を締結したことで、国家知識財産及び発明を基盤とする科学・進路・職業教育がより活性化され、未来の創造人材の育成において、大きな相乗効果が発揮されると期待している。

キム・ヨンミン長官は、「今回の了解覚書の締結を通じて、科学と発明が融合された人

材育成に拍車をかけることができるようになった。3 機関の協力が韓国の未来をリードしていく優秀な科学人材を育成することに重要なスタートになる」と述べた。

2-5 KIPO、現場懇談会を開催

韓国特許庁(2014. 5. 29)

キム・ヨンミン長官は、「能力のある中小企業が輸出のキープレイヤーとして成長できる、海外における知的財産の侵害・紛争の対応力強化に向けたインフラ拡大計画」を打ち立て、「特に、中小企業の海外権利化の支援を拡大するため、今年には、自治体や韓国貿易協会と連携して、67 億ウォン(2013 年 49.1 億ウォン)規模の支援を行う」と発表した。

輸出中小企業の知的財産関連の要望や苦情などを聴取するため、28 日の午前に開かれた懇談会には、海外の知的財産権関連の 8 社の代表と弁護士、韓国貿易協会・韓国知識財産保護協会の実務者などが参加した。

(株)AJ ワールドは、有無線通信の設備を主に生産する企業で、およそ 20 件の特許を確保しており、世界 20 カ国に輸出を行っている。最近では、中国メーカーによるコピー品が正式 A/S センターに受け付けられたという。懇談会では、自社の事例を紹介し、知財権確保を通じてコア技術の保護や対応を強化していると発表した。

(株)エコヤのイ・ユンハ代表は、「大掛かりな生産施設の確保が難しい中小企業が技術ライセンスから収益の拡大を図るためには、海外で特許権を確保することが重要だ。海外出願を通じて保持技術の権利化が先行されるべき」と述べた。

(株)テジュ産業のシン・ホンス代表は、「海外進出の前に、進出先に特許出願を行うというのは、スターターとしては負担が大きい。その負担緩和ということから、海外出願の費用支援の拡大が望ましいと思う」と述べた。

韓国貿易協会会員協力室のパク・ジェソン室長も、「国際的な特許係争が中小企業にまで拡大されていて、貿易協会の加盟社からも海外権利の確保支援の要請が多い」と説明した。

韓国特許庁は、中小企業の輸出競争力の確保を支援するため、海外出願費用支援(1 件当たり 700 万ウォン以下)を引き続き拡大する計画だ。

また、参加企業は、特許補償の要請、無断先登録、模倣品、特許係争など、輸出準備から移行にいたるまで、中小企業が抱えている知的財産関連の悩みと、これに対する特許庁の支援強化を求めた。

これを受け、韓国特許庁は、国際的な知財権係争の予防コンサルティング、知財権の訴訟保険などを通じて、中小企業の係争リスクを軽減し、中国・タイ・ベトナム・米国など、知財を巡り問題が多発している地域に構築した 9 の海外知識財産センター、(IP-DESK)及び海外公館・貿易館などを通じた海外現地の知財権問題の解決に積極的に取り組むと支援案を説明した。

一方、国際特許侵害係争関連の豊富な経験を有する法務法人「バルン」の米国弁護士は、「競合会社の市場参入の阻止やけん制には、質の低い特許でトラブルを起こす外国の特許権者が多い」と説明しながら、企業には、落ち着いた冷静な対応を呼びかけた。

今回の懇談会は、現場のニーズに合わせた特許行政のために設けられたもので、キム長官は、知的財産経営の現場の声を聴取ため、圏域別、政策対象別、懸案別の現場懇談会を続けている。

キム長官は、「本日、この場で議論された内容も含めて、企業の海外活動に必要な知的財産支援政策を引き続き発掘することに取組んでいく考えだ」と述べた。

2-6 KIPO、単位バンク制に「知識財産学」専攻開設

韓国特許庁(2014. 5. 30)

韓国特許庁は、生涯教育単位バンク制標準教育課程において、31科目に構成された「知識財産学」の大学専攻を開設すると発表した。

これで、知的財産分野に関心があれば、誰でも「知的財産」を専攻とする「学士学位」取得ができるようになった。

知識財産学の専攻は、知識財産の概論、特許法、技術経営論など、専攻必須 10科目と、発明の理解、知的財産の出願実務、物理学などの専攻選択 21科目で構成されている。

単位バンク制は、大学と同様に 1科目(45時間)を受けると 3単位が認められ、計 140単位を所得すると、学位取得に必要な年数とは関係なく、学士学位の取得が可能だ。

第 2 次国家知識財産人材育成総合計画(2013 年 1 月、韓国特許庁)によると、2013 年から 2017 年まで、93 万人の知識財産教育需要の発生が見込まれ、そのうちおよそ 8 万人の専門人材(知的財産管理・サービス人材)の育成が必要だと推定している。

現在、国内の知識財産関連の教育課程は、クァンウン大学やキョンギ大学など 14 校が運営しているが、2013 年ベースで在学生の数は 1000 人を切る。また、教育のカリキュラムも理系科目と法律科目を統合できず、理系、または法学のどちらかに中心が置かれていて、市場が求める人材の育成には限界があるという指摘があった。

これを受け、韓国特許庁では、今回の専攻開設により、増えつつある知的財産人材へのニーズに対応して教育のカリキュラムも理系科目と法学科目がバランスよく勉強できるようにし、知的財産市場に適合した人材を育成すると計画だ。

韓国特許庁国際知識財産研修院のビョン・フンソク院長は、「大学において、まだ定着されていない知識財産学を生涯教育というレベルで、単位バンク制に専攻開設を推進した。増えている知的財産分野の人材を安定的に受給できる枠が構築されたことを意義深く思う」と述べた。

韓国特許庁は、今回の専攻開設が知的財産分野に従事している人材の学位取得だけでなく、キャリアが断絶されている女性、軍の将兵、第 2 の人生を準備する人にとっても、

知的財産分野に挑戦する機会になると期待している。

専攻科目は、韓国特許庁国際知識財産研修院において、今年下半期から開設される予定だ。

来年は、韓国発明振興会など国内知識財産教育機関からも受講が可能で、e-learningで受講できるように取組んでいるという。

2-7 KIPO とウリ銀行が了解覚書

韓国特許庁(2014. 5. 30)

韓国特許庁とウリ銀行は、5月29日、韓国知識財産センターにおいて了解覚書を締結し、知的財産金融の活性化に向けた包括的な合意案に同意した。

今回の了解覚書の締結により、韓国特許庁とウリ銀行は、優秀な知的財産権の保持企業の発掘及び育成、知的財産権を活用した金融の施行、知的財産権の価値評価にかかる手数料の支援、知的財産権の価値評価モデルの開発に本格的な協力を行う予定だ。

今回の了解覚書は、知的財産金融の活性化に向けて韓国特許庁が市中銀行とは始めて締結することに大きな意味がある。

韓国特許庁は、2013年に産業銀行及び企業銀行と了解覚書を締結して知財担保ローンをはじめ知財金融政策を取り、物的担保や信用不足で資金繰りに苦しんでいる中小企業を支援してきた。しかし、政策金融機関中心の政策では、企業のニーズを十分に満たせないという現場の声から、知財金融の拡大の必要性を認識し、市中銀行に知的財産金融を拡大するための協力案を模索してきた。

ウリ銀行は、これまで、商品開発部内に創造金融チームを新設して知財企業に対し、ローンをはじめ、政策ファンド投資を通じた投資・融資複合支援の役割を果たすなど、知的財産金融のために準備しており、今回の了解覚書を通じて、本格的な知的財産金融が推進されると期待が寄せられている。

了解覚書の締結後、韓国特許庁とウリ銀行は、現在、産業銀行・企業銀行など、政策金融機関を中心に行われている知財担保ローンモデルとは違う、より多くの中小企業に資金を支援できる様々な新規商品を共同開発し、市中銀行の知財金融への参加を呼びかける計画だ。

キム・ヨンミン長官は、「ウリ銀行の参加により、韓国の知的財産金融がワンランク飛躍できると考えている。知的財産金融が市中銀行に広く浸透し、安定的に定着できるよう、引き続き取組んでいきたい」と述べた。

ウリ銀行のイ・スンウ頭取は、「今回の了解覚書が市中銀行の知的財産金融への参入に向けた礎になることを期待する。知的財産に関する様々なローンを開発し、知財中心企業のパートナーになるよう、取組んでいく考えだ」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 観光名所で模倣品取締りを実施

韓国特許庁(2014. 5. 21)

韓国特許庁は、国内外の観光客から「模倣品特区」と呼ばれ、国のイメージまでを低下させている東大門地域における模倣品根絶に向け、ソウル地方警察庁の観光警察隊とソウル市中区役所とともに、15日から16日の2日間、東大門やイテウォンなどソウル市内の観光名所でおよそ30人の捜査官が政府合同の取締りを行った。

政府合同捜査チームは、模倣品を製造・保管、流通・販売してきたパク氏(32歳)など16人を検挙し、偽ブランド衣類などの模倣品2,450点(正品時価12億ウォン相当)を押収した。

今回の合同取締りをリードした韓国特許庁産業財産調査課ソウル事務所のイ・ドンゴル所長は、「東大門は、外国人観光客だけでなく、韓国の卸・小売業者の模倣品供給基地の役割もしている。深夜零時の不夜城に集まってくる集団露店業者は、その規模や手法が「生活のためにやっている」普通の業者とは比較にならない。一つの機関が小規模で取り締まるより、今回のように取締り機関が大規模に合同でやったほうが効果は大きい」と述べた。

今回の合同取締りには、韓国特許庁産業財産調査課、ソウル地方警察庁の観光警察隊、ソウル市中区役所の市場経済課、韓国知識財産保護協会などが参加した。これまでは、各機関が小規模で独自に行っていたが、今回初めて、関係省庁が連携体制を構築して大掛かりの取締りを行うことで、模倣品取締りの効率性を最大化したという大きな意味合いがある。

韓国特許庁産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「韓国の首都のど真ん中で違法な模倣品が出回っているということは、国のイメージダウンにつながるし、模倣品を売る人も買う人にも、社会全体にモラルハザードが起きていることがより大きな問題だ。」と指摘し、「これからも韓国特許庁は、警察や自治体をはじめ、ほかの関係省庁とも連携して模倣品販売エリアの取締りを行い、模倣品根絶に向けて全力で取組んでいく構えだ」と述べた。

3-2 模倣品防止協議会が発足

デジタルタイムズ(2014. 5. 22)

模倣品流通防止協議会が22日に発足し、模倣品流通の根絶に向けた活動を始める。

ブラックヤク社のチョン・ウンソク社長が会長を務める。

ブラックヤク、コーロン、ナイキなど、有名な商標権の保有企業とネイバー、クパンなどの大手オンライン事業者、模倣品取締り機関の韓国特許庁、警察庁、関税庁など、

計 44 の機関と企業が協議会に参加する。

スポーツ類・アウトドア類、名品類、カジュアル・ファッション小物類などに区分した分科会議などを通じて、模倣品の流通事例及び類型に対する対応策をはじめ、取り締まり情報の共有、模倣品の流通根絶の政策提案などを協議会で議論する。また、模倣品の鑑定業務のためのネットワーク構築や、模倣品の販売防止に向けた会員の対象にした教育と広報も強化する計画だ。

<パク・ミョン記者>

デザイン（意匠）、商標動向

3-5 中小企業庁と KIPO がデザイン企業育成に取り組む

韓国特許庁(2014. 5. 28)

□大学(院)生の創意的な知的財産(デザイン)の事業化を支援するため、中小企業庁と韓国特許庁が手を組んだ。

・中小企業庁と韓国特許庁は、創意的なアイデアやデザインに基づいた創業・事業化を支援する「創意的な知識財産(デザイン)事業化支援事業(2億ウォン、およそ10チーム支援)」を実施すると発表した。

・同事業は、青年によるデザイン分野の創造企業を育成するために、中小企業庁と韓国特許庁が手を組んで今年に初めて実施するモデル事業だ。

* (韓国特許庁) 知識財産の創出・活用を支援、(中小企業庁)創業・事業化支援

<推進の背景>

□世界的に技術の標準化が進んでいるなか、デザインは、付加価値の創出効果が高く、国の新しい競争力の源として注目されている。

* 付加価値率:デザイン(43.9%)、半導体(24.9%)、造船(24.8%)、自動車(20.8%)[2011年、産業デザイン統計調査]

* 事例:スマートフォンのアクセサリ市場が急成長しており、2015年の国内市場規模が2兆ウォンを超える見通し[KT 経済経営研究所、2014年4月]

□こうした背景から、大学(院)生の知的財産、とくにデザイン分野のダイナミックでクリエイティブなアイデアを体系的に発掘、権利化、製品化、事業化していくため、同支援事業の計画を打ち立てた。

* デザイン専攻の卒業生は年間約2万人だが、就職率は51.7%と、全体の就職率(59.3%)より低い水準[2013年、産業デザイン統計調査]

<支援内容>

□同事業の支援対象に選定されれば、製品化段階と事業化段階に分けて支援(1 チーム当たり 3 千万ウォン以下)が行われる。

◦製品化の段階では、大学(院)生の創意的なアイデアとデザインの権利化(知財権の取得)及び試作品の製作などを支援(2 千万ウォン以下)し、

◦事業化段階においては、事業計画の確立などの創業メンタリングを行う。また、試作品の市場反応調査で成功可能性が認められた予備の創業者(チーム)が創業にこぎ着けた場合、販路開拓の一環として国内外の展示会の参加やブランド開発などの広報・マーケティング費用を追加支援(1 千万ウォン以下)する。

◦また、優秀な創業企業は、中小企業庁や韓国特許庁が運用するファンドを通じて、フォローアップ投資誘致などの支援が行われる計画だ。

<期待効果及び今後の計画>

□同事業を通じて、創意的なデザインリーダーが発掘され、それが青年の雇用創出及び創造経済の実現につながると期待している。

□中小企業庁と韓国特許庁は、今年、同モデル事業を施行し、支援規模を拡大して大学(院)生の優秀なアイデアが埋もれることなく事業化につながるよう、協力を強化していく計画だ。

◦事業の参加を希望する大学(院)性は、6 月 30 日まで韓国知識財産戦略院(www.kipsi.re.kr, 02-3287-4321)申請・問い合わせが可能だ。

その他一般

5-1 FPCB 分野の特許出願が増加基調

韓国特許庁(2014. 5. 21)

ウェアラブルスマートフォンやタブレット PC の開発が進んでいるなか、それを後押しする電子部品としてフレキシブルプリント基板(FPCB:Flexible Printed Circuit Board、以下、FPCB)への関心が高まっている。

フレキシブルプリントは、従来の印刷回路基板(PCB:Printed Circuit Board)とは性質を異にしている。3 次元の配線構造がつくられ、何度折り曲げしても耐久的に作動し着用ができる(ウェアラブル)か、曲がる(フレキシブル)技術を融合する次世代スマート機器に必要な部品だ。

韓国特許庁によると、2009~2013 年まで、FPCB 関連の特許出願は、約 330 件にのぼっているという。

FPCB 関連の特許のなかで、電気が流れるインクを噴射して印刷するように回路パ

ターンを形成する FPCB 特許の出願は、2012 年までの 5 年間、計 26 件にとどまっていたが、2013 年には、1 年で 20 件が出願されるなど、増加している。

このように、伝導性インクパターンを適用した出願が増加している理由は、真空蒸着や鍍金など従来の製造方式とは異なり、フィルムや繊維素材などに伝導性インクを印刷する方式で曲がり角が激しい部位にも適用が可能という特徴のためだ。

こうしたインクパターン適用のフレキシブル基盤は、基板とインクの種類や印刷技術によって、様々な形状や機能を施して着られる(ウェアラブル)か、曲がる(フレキシブル)電子機器分野に適用が可能であり、莫大な付加価値を創出すると期待されている。

イギリスの市場調査機関「IMS リサーチ」によると、着られる(ウェアラブル)電子機器の世界市場規模は、2011 年の約 20 億ドルから 2016 年には 67 億ドル以上と、毎年約 27%の成長が見込まれている。

こうした流れに足並みをそろえ、韓国政府も着られる(ウェアラブル)電子機器産業を創造経済の革新的な成長エンジンとして育成するため、今年 3 月、産学研の有識者と政府が参加する「官民共同フォーラム」を発足した。今後 10 年間(2015 年～2024 年)、予算を支援する計画だ。

韓国特許庁精密部品審査課のシン・サンゴン課長は、「今後、韓国のフレキシブル基盤メーカーが市場シェアを獲得していくためには、電子インクの適用及び透明なフレキシブル基盤のような付加価値の高い基盤分野の技術開発及びオリジナル特許の確保が求められる」と強調した。

5-2 韓国の科学インフラ世界 6 位

電子新聞(2014. 5. 22)

韓国の科学インフラは世界 6 位、技術インフラは世界 8 位の競争力を有しているという評価が出た。知的財産の保護やサイバーセキュリティなどの法・制度的な環境、研究者の満足度、企業の革新能力と産学協力の水準は依然として改善が遅れている部分と指摘された。

未来創造科学部は、スイス国際経営開発研究所(IMD)による評価でこのような結果が出たと 22 日に報じた。

科学インフラの競争力は前年比 1 ランク、技術インフラ競争力は前年比 3 ランク上昇し、それおれ 6 位と 8 位にランク付けした。科学インフラ競争力の順位は 2010 年に記録した 4 位はまだ回復していないが上昇となり、技術インフラ競争力の順位は、2010 年の 18 位から上昇している。

科学分野では、研究開発(R&D)投資額と人材、特許件数が上昇を牽引した。国内総生産(GDP)に比した R&D 投資は世界で最も高く、企業 R&D 投資の割合も 2 位となった。内国人の特許出願・獲得は 4 位だ。一方、知的財産権の保護は 41 位、研究者が国に感じる魅力度 33 位、法律の革新支援程度 30 位となり、弱みとしてあげられた。

技術分野では、人口 100 人当たり有線電話回線数 3 位、優先ブロードバンド加入者数 5 位となり、上昇を牽引した。先端製品の輸出額も 6 位となった。一方、企業のサイバーセキュリティは 20 もランク下げした 58 位だ。企業間の技術協力の程度と、優先ブロードバンドの料金もそれぞれ 39 位、36 位になり、改善が求められる分野として指摘された。

科学インフラの競争力は米国が、技術インフラ競争力は香港がそれぞれ 1 位を獲得した。米国は、技術インフラも世界 3 位の競争力を持っていると調査された。

IMD は、1989 年から毎年、上半期に 60 国を対象に、国の競争力の順位と競争力の向上に向けた政策方向を発表している。4 大分の 20 項目、333 の細部指標に基づいて評価し、科学技術競争力は、発展インフラ分野の下に科学インフラと技術インフラ項目に分けて評価する。

未来部のチェ・ムンギ長官は、「評価の結果を反映し、産学研の協力と、中小企業の支援を強化して質的評価・知的財産の体系を高度化する一方、各種の規制の見直しを進め、科学技術競争力を高めていく構えだ」と述べた。

<ソン・ジュンヨン記者>

5-3 韓国の技術貿易、OECD 最下位の赤字国

電子新聞(2014. 5. 26)

韓国の情報通信(ICT)産業の輸出額が過去最高値を更新し続けている中、技術貿易では、慢性的な赤字を背景に経済協力開発機関(OECD)の加盟国の中で最下位となった。未来の潜在成長率の下落につながらないよう、輸出とともに、技術貿易収支の改善にも力を入れるべきだと指摘されている。

未来創造科学部と科学技術政策研究院(STEPI)が作成し、26 日に発表した技術貿易統計によると、韓国は、技術貿易収支額が 2012 年ベースで 57 億 4100 万ドルの赤字となった。収支比率は 0.48 で、外国から 10 の技術を導入したところで、技術は 5 も輸出できなかつたことを意味する。

OECD が 2011 年データに基づいて 2013 年の初めまでにまとめた統計では、韓国の技術貿易収支は、31 カ国のうち、最下位の 31 位となった。上位 3 カ国には、米国、日本、イギリスがランクインされ、技術貿易先進国の地位を堅持した。OECD 全体の 2012 年度における統計は、まだ反映されていない。

同期間の技術貿易の規模は 163 億 6300 万ドル、輸出額 53 億 1100 万ドル、導入額 110 億 5200 万ドルとなった。技術輸出額が前年度の 40 億 3200 万ドルより、31.7%増加して最高値となったが、赤字幅は依然として高水準になっている。技術貿易の収支比率は、0.41 から 0.48 に改善された。過去最高値の輸出額を更新しながらも、赤字から脱せられない格好となった。

大手企業と電気電子産業が技術輸出をリードしたが、技術導入が輸出を上回った。大

手企業は、全体の技術輸出額の 75% に貢献したが、技術導入額では、それより多い 91.7% を占めた。電気電子産業は、全体の技術輸出額の 38.2% を輸出したが、同じく技術導入額は 58.8% になった。

韓国の貿易構造が大手企業・電気電子産業が中心となっていることを踏まえると、貿易規模が大きくなるほど、技術貿易で不利になる。

韓国貿易協会傘下の国際貿易研究院がまとめた「創造経済の実現に向けた技術貿易のあり方」という報告書では、技術貿易の拡大の妨害要素として△技術革新予算の不足と不十分な中小企業の支援、△コア科学技術の人材需給のアンバランス、△技術開発及び商用化に向けた支援体系の不足、△不十分な科学技術インフラの道をあげた。

特許件数は増えた一方、コア・オリジナル特許など、質の高い成果の創出が不十分だった。技術導入額のうち、40 億 5500 万ドルが特許使用権として支払われ、最も高い割合(36.7%)を占めた。今年から技術貿易統計の作成を始める産業技術振興協会の関係者は、「素材部品分野などでオリジナル技術が不足していることが背景」と指摘した。

昨年はこの統計の作成に参加した STEPI の関係者は、「技術も技術だが、産業構造全体の問題として把握しなければならない。商品貿易中心の成長パラダイム全体にかかっている問題」だと述べた。

<ソン・ジュンヨン記者>

5-4 スマートグリッド、井戸の蛙に終わるのか

韓国特許庁(2014. 5. 27)

季節は夏場が近づき、猛暑とともに、電力需給問題が懸念されている。昨年、官公役所の冷房制限や店舗の開門営業の取締まりまで行って電力消費を抑えようとしたが、期待通りの成果は挙げられなかった。電力生産と消費を最適化させるスマートグリッドが注目される理由だ。

スマートグリッドは、エネルギー管理システムやエネルギー貯蔵設備、電気自動車、電力網、家電、建設など、産業全体に及ぼす波及効果が大きいため、この分野で先行している米国や欧州、さらには後発参入国の中国も国をあげてスマートグリッドの構築に拍車をかけている。

だが、韓国は、低炭素グリーン成長の基盤構築の一環として 2030 年までに国レベルのスマートグリッド構築を目標に掲げ、政府と民間に 27 兆 5000 億ウォンを投資する計画を打ち立てて推進をはじめたが、思わぬ伏兵が現れた。

韓国電力の遠隔メンテナンスインフラ(AMI)構築事業に関連して通信チップの互換性と特許侵害が浮上し、4 年も足踏み状態が続いている。最近になって、韓国電力とジェルラインの特許使用料の合意がなされ、スマートグリッドに向けた最初の一步がやっと進められた。

韓国特許庁によると、同庁の政府 3.0 の DB を分析した結果、2007 年までは緩やかな

増加基調を辿っていた遠隔メンテナンスのインフラ技術の特許出願が 2008 年の 22 件から 2011 年には 145 件に大幅増えたが、2012 年 81 件、2013 年 24 件と、減少に転じた。これは、スマートグリッドの国によるロードマップが確定された 2010 年を前後に、特許権の獲得のため特許出願が積極的に行われていたところで、遠隔メンテナンスインフラの構築事業の遅れや、スマートグリッド市場の開花の遅延への懸念が出願の減少に響いたと分析されている。

一方、スマートグリッドの世界市場は、2011 年 289 億ドルから 2017 年 1,252 億ドル規模に、年平均 28% の成長が見込まれている分野だが、遠隔メンテナンスインフラ市場は、欧州と米国の 4 社が市場の 7 割を握っている。そのため、韓国企業が特許という「槍と盾」を備えていない状況で、海外市場で特許トラブルに巻き込まれれば、無防備にやられてしまうと懸念される。

さらに、LS 産電がイラクで 536 億ウォン規模の遠隔メンテナンスインフラ事業を受注するなど、韓国企業の海外進出が増えている状況で、米国や欧州をはじめ、スマートグリッド主要国における韓国企業と研究所の特許出願の割合は、国内出願 8 件に 1 件にすぎないという。これは、韓国の企業と研究所が「自国」という狭い井戸に閉じられ、急成長する海外市場への参入準備は後回しにしてきたことを意味する。

韓国特許庁の関係者は、「遠隔メンテナンスインフラの構築事業が正常の軌道に乗ってきている。今後の韓国における特許出願の増加が見込まれている。」と述べながらも、「韓国企業が海外市場の進入障壁を突破して参入していくためには、国内で特許係争のことで計画が遅延してしまったことの二の足を踏まないように、海外での出願を増やし、トラブルに対応するための戦略確保の努力も必要だと考えられる」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム